

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校体育施設開放の手引き

令和4年3月30日改訂

- 1 代表者は、利用当日の参加者全員（送迎の保護者を含む）における以下の情報を保管する。
 - ① 氏名、住所、連絡先（電話番号）
 - ② 体調に関する情報（健康管理表）

- 2 代表者は、利用当日の参加者全員（送迎の保護者を含む）の以下について確認をし、該当者がいる場合は、利用をしないこと。また、利用毎に健康管理表を記入する。代表者は健康管理表を利用日から最低1か月間保管し、提出要請があった場合には速やかに提出すること。
※健康管理表は、市ホームページからダウンロードできます。
 - ① 利用当日の体温が平熱を超える発熱のもの
 - ② 利用前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触があった場合

- 3 マスク等の準備・着用
 - ① 運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断による。
→マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意する。
 - ② 着替え、ミーティング、休憩等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクを着用する

- 4 施設利用の留意事項
 - ① 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離を空けること。
※介助者や誘導者の必要な場合を除く
 - ② 更衣室・休憩スペースは、ソーシャルディスタンスを守れる人数で利用をすること。
 - ③ 身体接触や人と人が接触するような活動、近距離に人がいるときの大声での発声はなるべく行わない。

（裏面に続く）

- ④ ジャグ等は使用せず、ペットボトルや水筒を個々で持参する。
- ⑤ ドアノブ・ロッカーの取手・テーブル・イス・水洗トイレのレバー、蛇口および学校の備品については、こまめに消毒すること。
- ⑥ 屋内施設は入り口を含め全ての窓を開け、換気を必ず行うこと。
※雨天の場合でも換気は必ず行うこと。
- ⑦ こまめに石けんを使って手洗いをすること。 ※手洗いは30秒以上
- ⑧ スポーツ用具は、可能な範囲で持参すること。学校の備品等やむを得ず共用するスポーツ用具については、使用前後に必ず消毒をすること。
- ⑨ 必要のない学校施設、備品は使用しないこと。
- ⑩ 利用後、「⑤」の箇所および使用した場所、物については再度消毒すること。
- ⑪ ゴミは必ず持ち帰ること。
- ⑫ 団体の代表者は活動中の感染症対策についてチームに対して常に注意喚起をすること。

5 引率者（保護者の送迎を含む）について

- ① 施設内で、引率者同士が密な状態とならないよう、十分な間隔を空けること。
- ② 大声での声援を送らないことや会話を控えること。会話をする場合はマスクを着用すること。
- ③ 不必要な飲食行為をしないこと。

6 その他

- ① 消毒用品（消毒液またはハイター・バケツ・ビニール手袋・雑巾）およびゴミ袋は利用団体で準備すること。
- ② 管理者が利用者の感染防止対策が不備であると判断した場合、利用を停止することがあります。